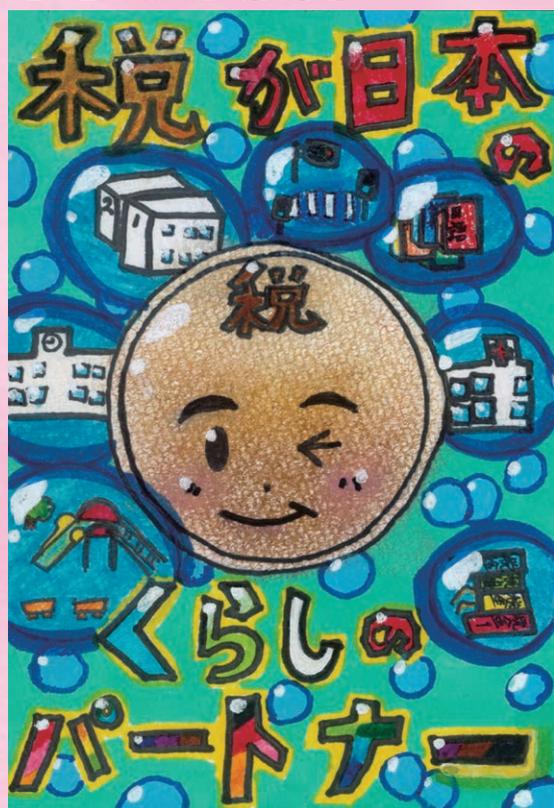


ほうじん ななお



七尾法人会長賞



田鶴浜小学校6年生 野田 幸奈さん

税に関する 絵はがきコンクール

七尾法人会青年部会長賞



鹿島小学校6年生 福井 優菜さん

七尾税務署長賞



宝達小学校6年生 松田 一華さん

七尾法人会女性部会長賞



瑞穂小学校6年生 木村 渚さん



公益社団法人第11回通常総会 国と社会の繁栄に貢献する

6月7日、加賀屋において、公益社団法人七尾法人会第11回通常総会が開催された。

副会長あいさつの後、【報告事項】令和5年度事業計画及び同収支予算並びに令和4年度事業報告、引き続き、【審議事項】令和4年度収支決算報告（案）及び役員改選について説明され、満場一致で承認可決された。総会に引き続き(株)産業タイムズ社、代表取締役会長 泉谷渉氏より「半導体産業は今や国家プロジェクトの要、世界経済を牽引する存在だ！～100兆円市場に向けて国内外で雨あられの設備投資ラッシュ」の演題で記念講演が行われた。

（主な内容は、次のとおり。）

記念講演会

私は、自分で言うのもなんですが、「半導体一筋で40年やってきました。誰にも負けません。」と初めにお伝えしておきます。

いろいろな講演で、「前置きが長い。」「どんな偉い方がいても、歯に衣を着せない。」というところがありますので、よろしくをお願いします。

さて、半導体ってなんでしょうね。電気を通すものは導体、木や石などの電気を通さないものは絶縁体、その真ん中のものですね。半導体そのものは、小さな部品ですが、その性能・役割・利用価値から、国家安全保障をも左右する重要なものとなっています。歴史的には、誕生からまだ70数年しか経っていません。1973年、昭和22年に、アメリカでトランジスタの増幅作用が発表されました。

その発表には、60社の記者が集まりましたが、実際に記事としたのは、たった1社でした。それも10行程度のベタ記事でした。新聞記者の予見性が無かったのです。

しかし、日本の小さな工場の社長が、その重要性に気づいて、トランジスタラジオを製造しました。東京通信工業という会社で、今のソニーです。その後、トランジスタから集積回路ICに進化した時には、世界で初めての電卓が日本で製造されました。分野違いのシャープペンシルを作っていた現在のシャープです。

半導体は、アメリカで発明されましたが、その革新的な使い道を見つけたのは日本です。1990年代には、日本は世界の半導体王国でした。しかし、バブル経済の崩壊と共に、現在の半導体シェアは6%となってしまいました。中国、台湾、韓国などが、国家予算を重点的に半導体につぎ込んだ結果です。

ウクライナ紛争で、ロシアの戦車が小さなドローンに負けてしまうという現実も起きています。ドローンは、半導体が機能の中心部を成しています。自動車にしても、EVに移行しつつあります。ガソリン車の電子部品は700個程度ですが、EV車になりますと10,000個が必要となります。自動走行の車も開発されていますが、カメラのセンサーは32個必要となります。このような半導体以外の一般電子部品の世界シェアは、日本が43%です。日本の産業の復活に明るい兆しが見えています。半導体を作る製造機械・機器の分野においては、日本のシェアは38%であり、日本に敵う国は、どこにもありません。

また、半導体の各種材料についても、日本のシェアは61%あります。材料の開発というのは、50年から60年もの年月を費やしているものもあります。我慢強く材料の開発を継続することは、日本にしかできないことです。本当に、誇ってよいことです。メタバース革命が始まるとも言われています。スマートグラス、スマートウォッチを使用しますと、360度すべてが見えるというものであり、「空間と距離と時間を超える」と言われています。例えて言うなら、「500キロ離れていても、手術ができる」というものです。これに使用されるM(マグネチック)RAMという磁力を利用した半導体があります。このMRAMの特許の7割は、東北大学にあるのです。日本の産業にとって、素晴らしく明るい材料です。100年企業という言葉があります。創業から100年続いている企業の数ですが、中国で1,000社、韓国で3社、日本では小規模な企業も含めると30万社とされています。

長寿も世界一、企業継続も世界一、「今の時代だけではなく、子や孫の世代に引き継いでいくという心」が、日本の産業界の底力となっているのです。為替の関係もあり、今、世界の名立たる電子部品企業が日本に工場を造ろうとしています。日本の産業界が勝負する最大の瞬間がやってきているのです。

最後になりますが、皆さんに「いくぞ日本、がんばれ北陸」とエールを送らせていただきます。



新署長着任のごあいさつ



七尾税務署 宮崎 雅人 氏

署長プロフィール

(略歴)	金沢税務署筆頭特別国税調査官(所得税等担当)	(平成28年7月)
	金沢税務署特別国税調査官(総合調査担当)	(平成29年7月)
	金沢国税局課税部酒類業調整官(金沢税務署派遣)	(平成30年7月)
	金沢国税局課税部酒類業調整官(富山税務署派遣)	(令和元年7月)
	富山税務署特別国税調査官(開発調査担当)	(令和2年7月)
	高岡税務署副署長	(令和3年7月)

公益社団法人七尾法人会の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年7月の定期人事異動で、七尾税務署長を拝命いたしました宮崎と申します。私は富山県砺波市出身で、七尾税務署での勤務は今回が初めてになります。前任署はお隣富山県の高岡税務署でしたが、能登の里山里海に囲まれた自然豊かなこの地で勤務できることを大変光栄に思っております。どうぞよろしく願いいたします。

公益社団法人七尾法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、平素から地域社会に密着した社会貢献活動を積極的に展開され、税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

また、税のオピニオンリーダーとして、広報活動をはじめ、各種説明会・講演会等の開催、児童・生徒に対する租税教室の開催等を通じ、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に大きな貢献をされておられますことに改めて深く敬意を表します。

さて、管内の状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことにより、各地域の伝統的な祭りや催し事が全面的に再開されております。地域経済への弾みにつながり、以前の社会へと戻りつつあることに大変うれしく思っております。

しかしながら、経済情勢ではロシアによるウクライナ侵攻や円安・物価高騰、2024年問題など、さまざまな問題に直面しております。

このような状況の中、税務行政を取り巻く環境も、経済社会のデジタル化・国際化の進展等により、大きく変化しております。

国税当局といたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」と

いう国税庁の使命を果たすために、より便利に、よりスムーズに申告・納税ができる環境の整備、e-Taxの更なる普及・定着やキャッシュレス納付の推進など、「納税者の利便性の向上」に向けて一層取り組んでまいります。

さらに、10月1日からインボイス制度がスタートしましたが、登録事業者の皆様が、要件を満たしたインボイスの発行や保存、消費税の申告が適切にできるよう、また、登録の要否を検討している事業者の皆様がそれぞれの事業実態に応じた対応ができるよう、引き続き、制度の周知・広報、丁寧な相談に取り組んでまいります。

インボイス制度の導入に当たり、制度周知や登録事業者の早期申請にご協力いただいたことに深く感謝申し上げますとともに、引き続き、税務行政の取組に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人七尾法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

令和5年7月10日現在

署長	宮崎 雅人
総務課長	高野 晶弘
個人課税第一部門統括国税調査官	森田 礼子
個人課税第二部門統括国税調査官	金子 修二
法人課税第一部門統括国税調査官	板坂 洋
法人課税第二部門統括国税調査官	高田 徹
法人課税第一部門総括上席国税調査官 (法人会担当)	花見 憲一

財政規律を回復させて、財政健全化を目指す！

第39回法人会全国大会が10月18日、群馬県において開催。「令和6年度税制改正に関する提言」については、9月5日の税制委員会です承された。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化にむけて

- (1)財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方を見直すべきである。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。
- (6)少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を

阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲は一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3)中小企業の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たって

は、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- (1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- (1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を取るべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果た

すべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1)役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
同族会社における役員業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2)交際費課税の適用期限延長

(3)中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

(1)所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

②各種控除制度の見直し

③個人住民税の均等割

(2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1)相続税の基礎控除のあり方を見直す必要がある。

(2)経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
負担を先送りせず現世代で解決を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を!

社会貢献事業

本年も七尾税務署管内の小学5、6年生に対して、下敷（東京の四谷法人会青年部会が、「税を考える週間」に合わせて租税教育用下敷きを作成）を配付することとしている。

マンガ本（全国法人会総連合及び大蔵財務協会作成）も配布することとしている。

本年度のテーマ「知っているようで知らない!?ラグビーの起源&ルール」

定例研修会

昨年11月、七尾、羽咋の2会場で「令和4年分の年末調整のポイント及び源泉徴収事務の注意点」を中心に税務研修会を実施した。加入勧奨を兼ねて、未加入法人へも案内した。講師は、七尾税務署の担当官。



七尾会場



羽咋会場

新設法人説明会

昨年12月12日、七尾税務署との共催により、新設法人説明会を開催した。出席した新設法人に対して、公益社団法人七尾法人会は、七尾税務署管内の約1,000社が加入する経営者の団体であり、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献することに取り組んでいることを説明し、加入の働きかけを積極的に行った。

インターネットでセミナー受講

七尾法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

(<https://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>)

一流講師による映像と音声による本格的セミナーを無料で受講いただけますので、ご利用ください。

七尾法人会トップページの「インターネットセミナー」バナーをクリック、ログインページに入って会員専用のIDとパスワードを入力してください。(ID hj2207 パスワード 6629)

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付

こんな方におススメ!
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

さらに詳しい情報は
こちら 

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



① e-Taxの利用開始手続 (初回のみ)

② ダイレクト納付口座の届出 (初回のみ)

③ e-Taxで申告・納税

④ 口座引落しで納付

2>> 振替納税

こんな方におススメ!
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら 

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



① 所得税・消費税の依頼書の提出 (初回のみ)

② 確定申告

③ 口座引落しで納付

3>> インターネットバンキング等

さらに詳しい情報は
こちら 

納付方法 ▶ インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 ▶ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付

さらに詳しい情報は
こちら 

納付方法 ▶ 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は国の収入になるものではありません)。

青年部会だより

租税教室の開催

社会貢献活動として小学校6年生を対象に取り組んでいる租税教室を、瑞穂小学校、小丸山小学校、石崎小学校、宝達小学校、鹿西小学校の5校で開催した。本年も女性部会が取り組んでいる「絵はがきコンクール」へも多数の応募があり、応募作品から生徒の皆さんが税金の使い道を知り、暮らしの中での税金が担う役割を考える貴重な時間になったことがうかがえた。



瑞穂小学校



小丸山小学校



石崎小学校



宝達小学校



鹿西小学校

研修視察

昨年11月9日、10日に研修視察を実施した。全法連会館にて、財政健全化に向けての健康経営プロジェクトの重要性を学んだ。また、国会議事堂及び各省庁では、政府・国会が取り組んでいる喫緊の課題対応についての説明を受けた。



通常総会及び記念講演会



6月13日、七尾商工会議所において玉川七尾税務署長を来賓として迎え、第32回通常総会が開催された。令和4年度事業報告及び収支決算報告、令和5年度事業計画（案）及び同収支予算（案）、役員改選について説明されいづれも満場一致で承認された。本年度退会される羽部敏徳氏に記念品を贈呈した。総会終了後、玉川七尾税務署長より「査察調査」のテーマで記念講演が行われた。

地域社会貢献活動

10月1日、石川県青連協の社会貢献活動「金沢城リレーマラソン」に青年部会として参加した。

また、7月9日に開催を予定していた、「なぎさクリーン運動」は、雨天の為、中止となった。



女性部会だより

特別講演会・交流会



10月17日に石川県七尾美術館アートホールにおいて、女性部会特別記念講演会・輪島法人会女性部会との交流会を開催した。

講演会は、永松真紀氏、ジャクソン・オレナレイヨ・セイヨ氏のお二人を講師に、「マサイの今～伝統と変化のはざままで～」のテーマで、東アフリカのケニア共和国で伝統を守りつつ時代の変化に対応しているマサイ族の現状を伺った。



研修視察

9月21日、22日の両日に「黒龍酒造」（永平寺町）と「和紙屋 杉原商店」（越前市）、武生ナイフビレッジ（越前市）にて研修視察を実施した。黒龍酒造においては、「味わう」という一瞬に知恵を絞り続けている酒造会社の矜持に触れた。また、杉原商店においては、アートとして昇華された和紙の限りない可能性を感じることができた。



第28回通常総会

5月10日、美湾荘において、公益社団法人七尾法人会女性部会第28回通常総会が開催された。

玉川七尾税務署長をはじめ来賓をお迎えし、部長あいさつの後、令和4年度事業報告及び収支決算報告、令和5年度事業計画（案）及び同収支予算（案）、役員改選について説明されいずれも満場一致で承認された。総会に引き続き七尾税務署長玉川直文氏より「いろいろな所得」～力士と税金～の演題で記念講演が行われた。

絵はがきコンクール優秀作品

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を通じて、小学生に「税の果たす役割」などについて学んでいただき、そこで得ることができた知識や感想を絵はがきに描いて「税」の理解をより深めてもらうことを目的に取り組んでいます。令和4年度は絵はがきコンクールについては、税務当局のご協力を得て、17校から459点の応募があり、その中から優秀と認められた22作品について、賞状及び記念品を贈った。

志賀町の地に祈願像設置

昨年の12月14日「親子の絆、地域の絆の大切さを見直す心の一助」になることを願って志賀町立図書館敷地内に5体目の祈願像を設置し完成を祝った。

この設置を受け、今後の地域社会貢献活動を一層活発に推進していきたい。



『税を考える週間』 “暮らしを支える税” 《11月11日(土)～11月17日(金)》

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年も、「これからの社会に向かって」をテーマとして各種行事を行います。

税務署長表彰

おめでとうございます。
この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。



今村 禮子 氏

「税を考える週間」関連行事

小中学生の「税に関する作品」の展示

市 町	会 場	展 示 期 間
七 尾 市	ミナクル3F	11月11日(土)～11月19日(日)
羽 昨 市	コスモアイル羽昨	11月11日(土)～11月17日(金)
志 賀 町	志賀町文化ホール 1F	11月 3日(金)～11月17日(金)
宝達志水町	生涯学習センター さくらドーム21 3F	10月28日(土)～10月29日(日)
	生涯学習センター さくらドーム21 1F	10月30日(月)～11月17日(金)
中 能 登 町	アル・プラザ鹿島	11月11日(土)～11月17日(金)

◆◆◆◆ 事務局だより ◆◆◆◆

(令和5年4月1日～令和5年10月31日)

- 4. 2 1 青年部会正副部会長会議
- 4. 2 6 第1回理事会・福利厚生制度推進連絡協議会
- 5. 1 0 女性部会役員会
- 5. 1 0 女性部会第28回通常総会
- 5. 2 3 青年部会正副部会長会議
- 5. 3 1 青年部会租税教室 瑞穂小学校
- 6. 7 第11回通常総会
- 6. 1 3 青年部会役員会
- 6. 1 3 青年部会第32回通常総会
- 6. 2 3 青年部会租税教室 小丸山小学校
- 6. 2 7 青年部会租税教室 石崎小学校
- 6. 3 0 青年部会租税教室 宝達小学校
- 7. 1 3 青年部会租税教室 鹿西小学校
- 7. 2 0 女性部会役員会
- 8. 2 青年部会正副部会長会議
- 9. 2 1 女性部会研修視察(福井方面)
- 10. 6 女性部会正副部会長会議及び絵はがき審査会
- 10. 1 7 女性部会特別講演会及び輪島法人会との交流会
- 10. 2 7 青年部会研修視察(大阪方面)
- 10. 3 1 第2回理事会・福利厚生制度推進連絡協議会

新 会 員 紹 介

◆ (令和4年11月1日～令和5年10月31日) ◆

◇正会員(定款第5条1項1号)

法人名	代表者氏名
合同会社 セキノ設備	昔農 直之
合同会社 西浦感動マネジメント	西浦 雅人
能登綜合サービス 株式会社	館島 宏和
能登窯業 株式会社	安井 誠司
悠和ウエルネス 株式会社	宮本 悠童

◇賛助会員(定款第5条1項2号)

事業所名	代表者氏名
カーズファクトリー	小原 勝巳
garden一期一会	中島 周子

会 員 募 集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

◆お問い合わせ・連絡先 公益社団法人七尾法人会
電話 0767-53-6629

◆ホームページのご案内
<https://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

【個人住民税の特別徴収制度とは】

個人住民税の納付の方法には、「特別徴収」による方法と、「普通徴収」による方法があります。

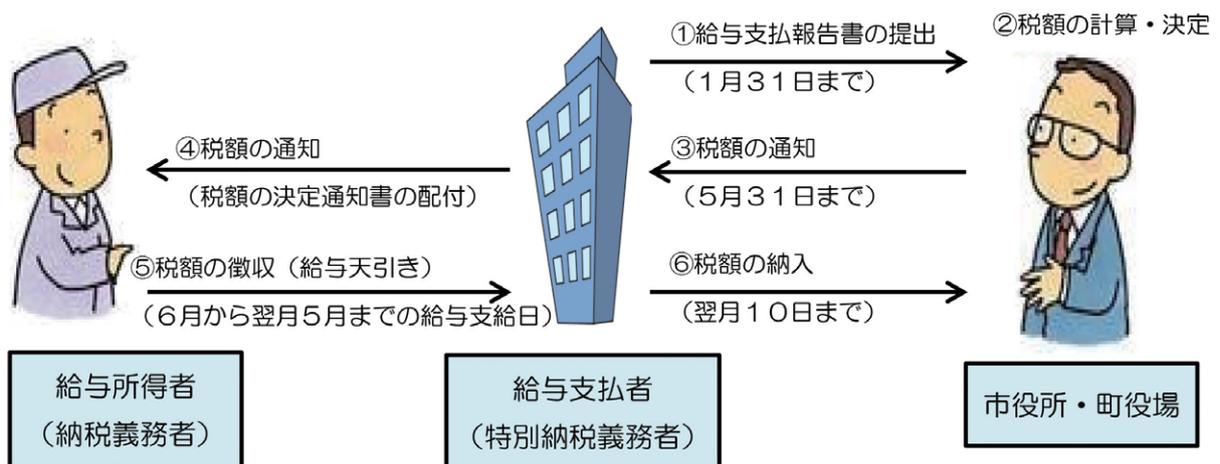
「特別徴収」は、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に代わって、毎月の給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入する制度です。

一方、「普通徴収」は、従業員が自ら住所地の市町村に納付する制度です。

しかし、地方税法には「給与所得者である場合、個人住民税は、特別徴収の方法によって徴収する」（321条の3）、「所得税を徴収して納付する義務のある者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない」（321条の4）と規定されており、**事業主や従業員の希望により「特別徴収」か「普通徴収」かを選択することはできない制度になっています。**

【特別徴収事務の流れ】

所得税とは違い、各従業員の税額計算は市町村で行い、5月中旬から従業員ごとの特別徴収税額を事業主に通知します。事業主は、この通知に記載された金額（月額）を、6月以降毎月、従業員の給与からそれぞれ徴収（給与天引き）し、翌月の10日までに各市町村に納めます。



※ただし、以下の基準に該当する場合は、当面、例外的に普通徴収が認められます。
(石川県内市町の場合)

- A 総従業員数が2人以下（B～Fの理由に該当するすべての従業員数を除いた人数）
- B 他の事業所で特別徴収をされている方（乙欄適用者）
- C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方
- D 給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
- E 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- F 退職者・退職予定者（5月末まで）

《個人住民税の特別徴収の具体的な手続きに関する市町のお問合せ先》

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
七尾市	税務課	(0767)53-8412	志賀町	税務課	(0767)32-9142
羽咋市	税務課	(0767)22-7130	宝達志水町	税務住民課	(0767)29-8150
中能登町	税務課	(0767)74-2807			

税に関する絵はがきコンクール作品

七尾市租税教育推進協議会長賞



田鶴浜小学校6年生 西川 聖さん

七尾市租税教育推進協議会長賞



石崎小学校6年生 浅山 美海さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



志賀小学校6年生 木村 心咲さん

七尾市租税教育推進協議会長賞



朝日小学校6年生 香川 詩織さん

七尾市租税教育推進協議会長賞



石崎小学校6年生 石倉 南風さん